

特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書  
(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、特許庁長官意見照会ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税定率法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき通知します。併せて、同法第 21 条の 5 第 2 項の規定により、当該開始通知書による申立特許権者等への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第 21 条の 5 第 1 項の規定により、当該期間内に特許庁長官意見照会の求めがない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることができます。

記

1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 平成 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 平成 年 月 日

2. 申立特許権者等への通知日

平成 年 月 日

(裏面)

表面 1 .( 2 ) に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1 . 申立特許権者等の場合

関税定率法第 21 条の 4 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求  
本件通知による延期後の期間、当該請求を行なうことができます。

2 . 輸入者の場合

関税定率法第 24 条の 5 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後(認定手続中に限る。)当該請求を行なうことができます。

(1) 本件通知による延期後の期間末日

(2) 関税定率法第 21 条の 4 第 5 項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

\* 標記 2 . の「申立特許権者等への通知日」(以下「通知日」という。)は、本件通知による延期前前後の期間を算定するための基準となる日です。

(参 考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日

十日経過日 通知日から起算して 10 日を経過する日(行政機関の休日(土日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日))の日数を算入しない。)

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日(行政機関の休日の日数を算入しない。)

\* 上記 2 .( 2 ) の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。